

令和7年度ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成

【助成対象】

- ① ベビーシッター（児童の保育）利用料
- ② 自宅での家事・育児支援サービス利用料

【ベビーシッター利用料の助成対象者】

利用日時点で市内に住所を有する小学校3年生までの児童の保護者

【家事・育児支援サービスの助成対象者】

利用日時点で市内に住所を有する1歳未満の児童の保護者

【助成金額】※令和7年度利用分から年度上限は、申請日でなく利用日を基準に判断いたします。

事業者を支払った助成対象サービス利用料の2分の1

- ※ 入会金、年会費、交通費、手数料、キャンセル料、産後プランニング料等は助成の対象外です
- ※ 一家庭につき、1年度（4/1～翌年3/31）当たり28,000円が上限です
- ※ 小学校3年生までの児童が3人以上の家庭は、1年度当たり48,000円を上限とする
- ※ 多胎児家庭については、双子の場合1年度当たり48,000円を上限とし、以降1子増えるごとに（三つ子・四つ子等の場合）2万円を加算した額を上限とする
- ※ 令和6年4月利用分から、保護者が在宅の有無は関係なく助成の対象です。
- ※ 判断基準の変更に伴い、令和6年度利用分（令和7年1月利用分から令和7年3月利用分）の申請につきましては、令和6年度の上限に達していない方は令和6年度から優先的に振り分け、令和6年度の上限に達した場合は令和7年度に振り分けます。

【申請に必要なもの】

※令和7年度利用分（令和7年4月利用分から令和8年3月利用分まで）から申請用紙を変更しております。

- ① 調布市子育て家庭ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成申請書
※申請者と振込口座名義人が異なる場合は委任欄に押印が必要です。
 - ② 事業者発行の領収書及び利用明細書（コピー可）
- ※ 申請書は子ども政策課窓口でお渡ししています（ホームページからダウンロードも可能）

【申請スケジュール】※令和7年度利用分から変更しております。

申請のスケジュールは、原則以下の通りとさせていただきます。

申請時期	利用月	申請期限	振込予定日
第1期	令和7年4月～6月利用分	令和7年7月11日(金)	令和7年8月末
第2期	令和7年7月～9月利用分	令和7年10月10日(金)	令和7年11月末
第3期	令和7年10月～12月利用分	令和8年1月9日(金)	令和8年2月末
第4期	令和8年1月～3月利用分	令和8年4月10日(金)必着	令和8年5月末

- ※ 上記申請期限を過ぎても第4期申請期限までは申請可能ですが、上記申請スケジュールでの御提出の御協力をお願いいたします。令和7年度利用分は、第4期の申請期限（令和8年4月10日）を過ぎた場合は申請できなくなりますので御注意ください。
- ※ ただし、令和6年度利用分（令和7年1月利用分から令和7年3月利用分）の申請につきましては、利用日から3ヶ月以内の申請（郵送による申請の場合、市役所到着日が申請日になります）が必要になりますので御注意ください。また、令和6年度利用分につきましては、令和6年度の申請用紙（申請書・委任状）での申請が必要です。
- ※ 令和7年4月1日以降に御申請いただきました令和6年度利用分につきましては、令和7年度利用分の第1期と合わせて令和7年8月末振込を予定しております。

【助成対象となる事業者等】

- （公益社団法人）全国保育サービス協会に加盟している事業者
- （一般社団法人）ドゥーラ協会に認定された産後ドゥーラ
- 市長が適当と認める事業者
 - ※ サービス提供中の事故に備えて損害賠償保険に加入している、所属のベビーシッターに対して研修を実施している等、全国保育サービス協会と同水準のサービスを提供していると認められる事業者

注）上記に該当しても、対象児童以外を同時に保育する等、安全の確保が不十分と市が判断した場合、助成を受けられない場合がありますので御了承ください。

【注意事項】

上記事業者等を助成対象としておりますが、各事業者と調布市が提携することはありません。したがって、各事業者が自社ホームページ等で調布市による助成を紹介している場合、その内容に調布市は関与しておりません。料金体系等は各事業者によって様々であるため、助成の可否・助成対象金額の範囲等は申請書類を御提出いただいた後に市で決定いたしますので、御承知おきください。

《お問い合わせ先》

調布市ベビーシッター事務センター

☎042-481-7285・7286

受付時間：午前8時半から午後5時まで

（土・日・祝日・年末年始を除く）

《申請書類郵送・持参先》

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

調布市役所子ども政策課ベビーシッター担当宛